

第2期姫路市官民データ活用推進計画

令和5年度～令和7年度

姫 路 市

第2期姫路市官民データ活用推進計画の策定に当たって

近年、スマートフォンをはじめとするモバイル端末の普及や、IoTの発展、情報通信ネットワークの高速化・大容量化など、デジタル技術が著しく進歩しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式への対応が求められるなど、社会環境が目まぐるしく変化する中、デジタル技術がより身近なものとして私たちのくらしに浸透してきました。

さらに、少子高齢化、人口減少といった課題に加え、本格的なポストコロナ社会の到来に向けて未来を切り拓き、活力あふれる社会・経済活動を創出するためには、デジタルの力を活用し、地域課題の解決や魅力的な地域づくりに取り組むことがますます重要となります。

このたび策定いたしました「第2期姫路市官民データ活用推進計画」は、行政だけでなく民間サービスにおいても、データの利活用を含めたデジタル施策の取組を総合的に進めることにより、市民の皆さまお一人おひとりが、便利で安心してくらせるまちの実現を目指すものであります。本計画の推進に当たっては、情報セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱いを確保することはもちろん、デジタル人材の育成に努めることも欠かせないものと考えております。

姫路でくらし、学び、働くすべての市民の皆様がデジタル化の恩恵を享受でき、真の豊かさを実感できる社会の実現に向け、本計画に沿ってデジタル施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力を賜りました「姫路市官民データ活用推進会議」委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和5年3月

姫路市長

清元秀泰



< 目 次 >

| | | |
|------|-------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要 | 4 |
| 1 | 計画策定の目的 | |
| 2 | 計画の位置づけ | |
| 3 | 計画期間 | |
| 第2章 | デジタル化を取り巻く動向 | 8 |
| 1 | 国等の動向 | |
| 2 | 姫路市の現状と課題 | |
| 3 | デジタル技術の進展と普及 | |
| 第3章 | 計画の構成 | 18 |
| 1 | 目指すべき姿 | |
| 2 | 基本理念 | |
| 3 | 基本戦略（3つの視点） | |
| 第4章 | 基本的政策 | 22 |
| 1 | 行政サービスのデジタル化 | |
| 2 | 暮らしのデジタル化 | |
| 3 | 産業のデジタル化 | |
| 4 | デジタル社会を支えるシステム・技術 | |
| 5 | 地域資源を豊かにするデジタル活用 | |
| 第5章 | 計画の推進体制 | 40 |
| 1 | 推進体制 | |
| 2 | 進捗管理 | |
| 3 | 計画の推進に係る留意事項 | |
| 附属資料 | | 45 |

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の目的

近年、スマートフォンの普及、I o Tの発展や通信ネットワークの高速化・大容量化などに見られるICTの著しい進歩・普及により、個人や事業者等が、文字情報だけでなく、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの情報をリアルタイムに蓄積、送受信できるようになった。これらの多様かつ大量のデータ流通は、私たちの暮らしのあり方だけでなく、健康・医療、防災、教育等、様々な場面で大きな変化をもたらしている。さらに、AIをはじめとする先進技術が大きく発展したことにより、大量のデータの様々な分析が可能になり、新たな価値が創出され、社会にこれまで以上の変革をもたらしている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、外出行動の抑制や密集・密接・密閉を避けた行動が求められるようになったことにより、新しい生活様式への対応が喫緊の課題となった。これは社会全体において、キャッシュレス決済による買い物やテレワークなど、これまでデジタル化が進まなかった領域を含めて、デジタル技術を活用した迅速な取組を推進する必要性が一層高まっている。

こうした状況にあって行政においては、多種多様化する市民ニーズにきめ細かく対応し、新たなライフスタイルや地域課題の解決に対応していくためには、AIなどの先進技術の進展を踏まえた、データの利活用を適正かつ効果的に推進することがますます重要となっている。

デジタル技術が大きく発展を見せる一方、少子高齢化や人口減少が進み、社会構造が大きく変化している。そのような状況の中、多様な地域からなる本市においては、地域間での人口偏在、人口ピラミッドの構造変化に応じて行政サービスを提供していくことが求められる。人口が減少し、またその年齢構成も変化していく社会だからこそ、人と人、人と地域とのつながりを大切にし、その連携に必要となっていく官民がもつ様々なデータの利活用を進めていかなければならない。

データが利活用されることは、安全・安心を確保しつつ、市民一人ひとりにとって、様々な利便性、快適さをもたらす、暮らしを豊かにするものであり、そのようなデータの利活用により生まれる暮らしの豊かさという恩恵を、意識せずとも享受できる社会が目指すべきデジタル社会の姿である。したがって、本市として「ともに生き、ともに輝く、にぎわい交流拠点都市」という都市ビジョンを念頭におき、デジタルの恩恵により

市民一人ひとりの暮らしを安全・安心で、快適・便利なものにしようとすることを理念として取り組まなくてはならない。

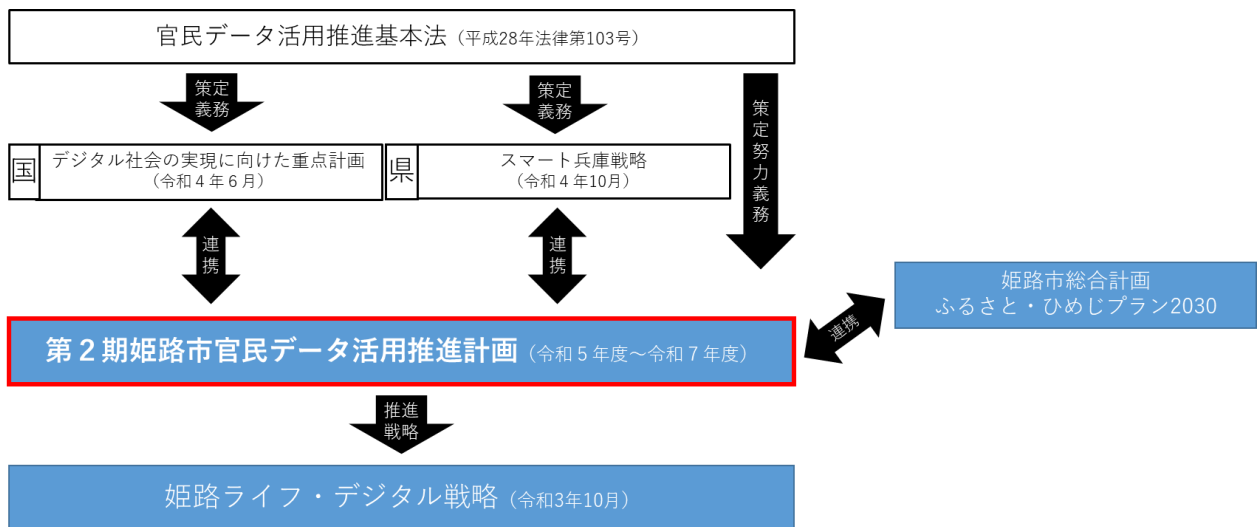
本計画は、上記の内容を踏まえ、本市のデジタル施策を体系的に推進し、データ利活用環境の整備の促進を図ることにより、市民及び事業者等における利便性の向上や地域課題の解決、行政における事務負担の軽減等に寄与するとともに、本計画に基づく取組を推進することで得られるデータを利活用することにより、客観的根拠に基づいた効果的な政策立案、いわゆるEBPMを推進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画であり、その策定に当たっては、国が定める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定。令和4年6月7日改定版の閣議決定。）に即し、かつ、兵庫県が定める「スマート兵庫戦略～躍動する兵庫～」（令和4年10月策定。以下「スマート兵庫戦略」という。）を勘案する。

また、本計画は、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」（令和3年3月策定。）と連携する本市のデジタル施策の基本的な考え方を示す総合的な計画であり、「姫路ライフ・デジタル戦略」（令和3年10月策定。）は、本計画に基づいて本市のデジタル化を着実に進めるための戦略として策定するものとする。

本計画は、本市におけるデジタル施策やその推進体制の基本的な事項を定めるとともに、市民や関係者と市が共有し理解を深め連携を強めるためのビジョンとして、共創から生まれる姫路版スマート都市の実現に向けた取組を推進する役割も担っている。



3 計画期間

本計画の計画期間は、市民及び事業者等のニーズの変化などデジタルに関する環境変化を把握し、総合的かつ柔軟、適切に対応できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間とする。

第2章

デジタル化を取り巻く動向

1 国等の動向

急速な少子高齢化の進展への対応等、我が国が直面する課題の解決にあたって、各種データの活用により、個々人の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応するための技術的環境の整備や、生活の豊かさを実現していくための対策を講じていくことが求められることから、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成 28 年 12 月に「官民データ活用推進基本法」が施行された。

また、ICT を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、令和元年 12 月に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法。平成 14 年法律第 151 号）が改正された。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、住民にとって身近な行政サービスの提供主体である市区町村のデジタル化、DX を推進するため、令和 2 年 12 月には、デジタル社会の目指すビジョンを提示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、その方針を踏まえ、国・地方のデジタル化指針を盛り込むなどデジタル・ガバメントの取組を加速するため、「デジタル・ガバメント実行計画」が策定された。さらに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定された。

令和 3 年 9 月には、デジタル技術の高度化に対応するため「デジタル社会形成基本法」（令和 3 年法律第 35 号）に基づき、デジタル社会の実現に関する司令塔としてデジタル庁が発足し、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を示した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が、同年 12 月に策定された。

また、令和 4 年 6 月には本重点計画が改定され、デジタル化の基本戦略として、デジタル改革・規制改革・行政改革の一体的な実行を目指す「デジタル社会の実現に向けた構造改革」と、デジタル技術の活用によって全国でどこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられた。

兵庫県においては、令和 4 年 10 月に、県が進める政策の羅針盤である「ひょうごビジョン 2050」を実現するためのデジタル分野の実行プログラムである「スマート兵庫戦略」が策定された。この戦略により、データ活用による変革やバーチャル空間の徹底活用、

多様な主体との連携、機動的で柔軟で継続的な改善、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化を基本姿勢とし、県・市町・民間が連携して、行政、暮らし、産業のシームレスなデジタル化を進めることにより、躍動する兵庫を目指すこととされた。

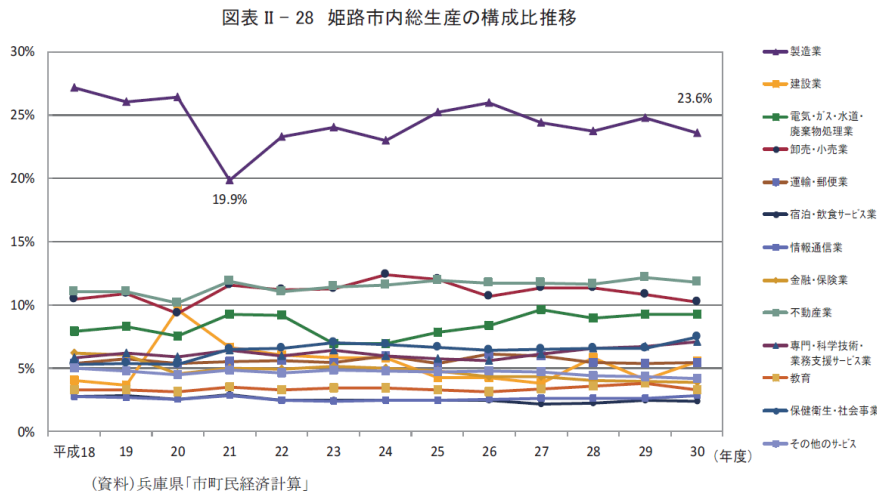
2 姫路市の現状と課題

本市は、中南部に姫路城や姫路駅を中心とした市街地が広がっており、北部は豊かな森林や田園が広がるとともに、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島を形成している。

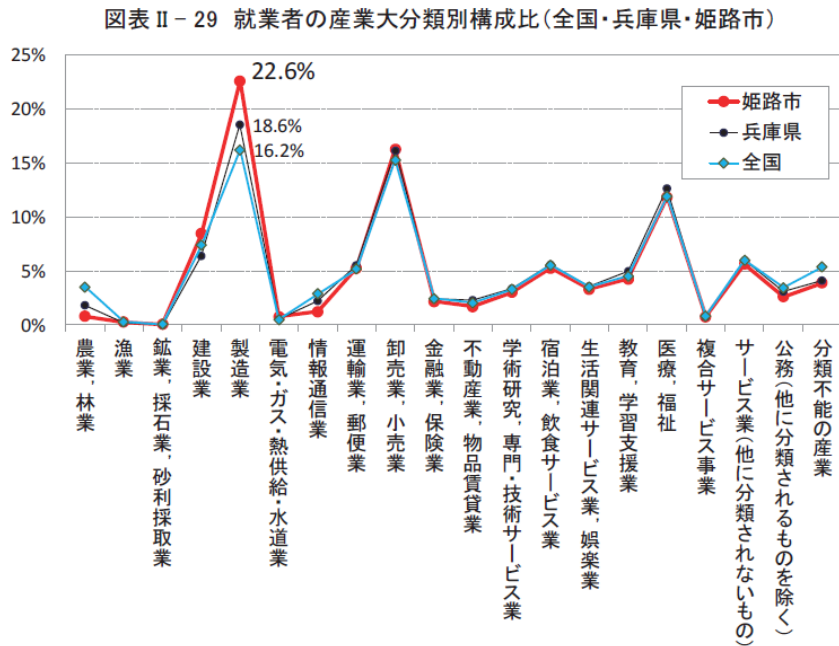
社会全体で急激に進行する人口減少や少子高齢化は、本市においても同様の状態であり、特に市北部などの周辺地域においては、人口が減少している地域が多くある一方で、JR沿線においては、人口が増えている地域もあり、人口偏在が起きている。これらの状態が要因となり、担い手不足やインフラ維持の相対的負担増、地域コミュニティの活力低下などの様々な社会課題や地域課題が現れてきている。

また、本市は、業種の構成比率における製造業の割合が高く、市内従業者に占める製造業従事者の割合が高いことから、「ものづくり」が盛んな都市であることがうかがえる。一方、産業分野の課題として、高齢化や生産年齢人口(15歳～64歳)の減少により、人材の確保が難しくなると懸念している企業も多く、後継者の育成や製造業・ものづくり産業の就業者が増えるよう、労働環境の改善を進めていく必要があるとされている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式に合わせたワークスタイルの実践が求められていることにより、特に中小企業における雇用環境や働き方などの変革が必要となっている。

製造業の構成比率における製造業の割合
(姫路市経済振興ビジョン「図表 II-28 姫路市内総生産の構成比推移」より)



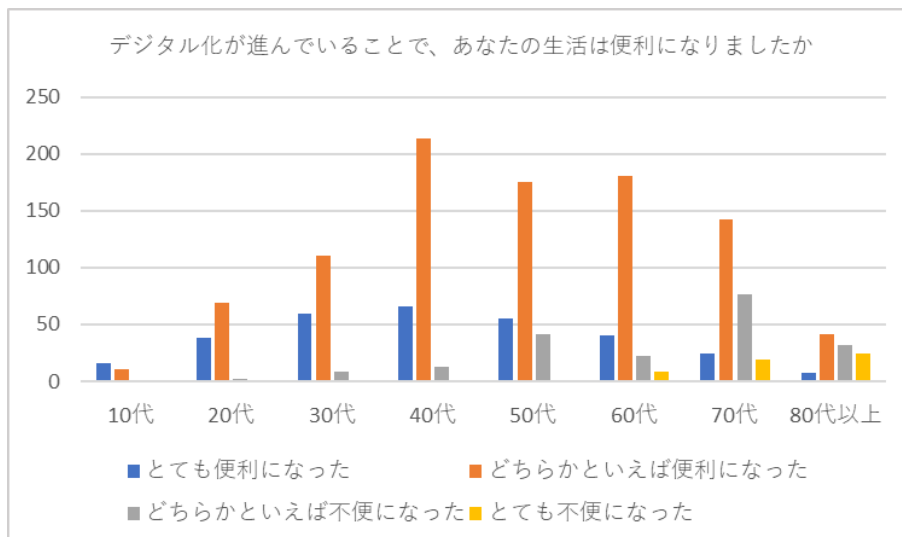
市内従業員数における製造業従事者の割合
 (姫路市経済振興ビジョン「図表 II-29 就業者の産業大分類別構成比(全国・兵庫県・姫路市)」より)



(資料)総務省「平成 27 年国勢調査」

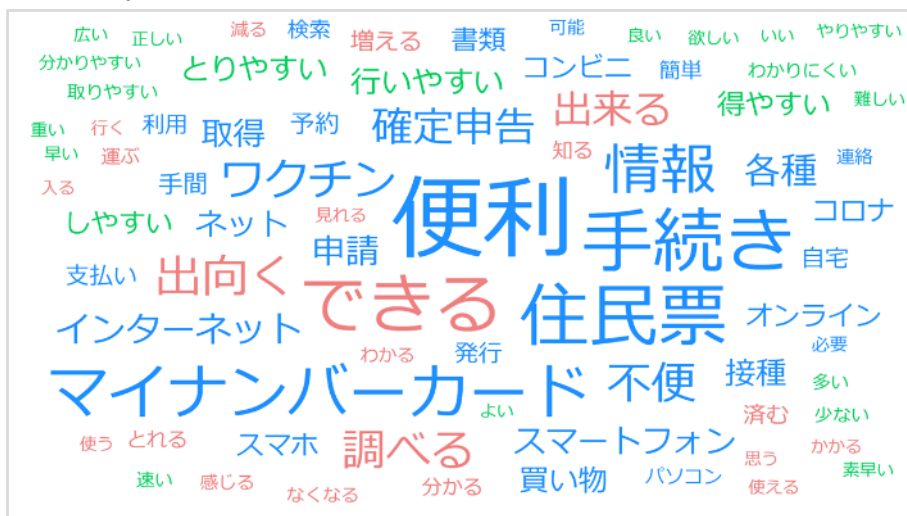
本計画策定における市民意見の調査のために実施した「姫路市におけるデジタル施策に関する市民アンケート」(実施期間：令和 4 年 3 月 7 日～3 月 25 日。以下、「市民アンケート」とする。)によると、回答者の約 8 割が、「デジタル化が進んでいることで生活が便利になった」と実感しており、また、「デジタル化が進むことは重要だ」と感じている。別の問に対しても、「デジタル化により日常生活の利便性の向上を実現すべきだ」という回答が多かった。

市民アンケートにおける「デジタル化が進んでいることで、あなたの生活は便利になりましたか。」の回答結果

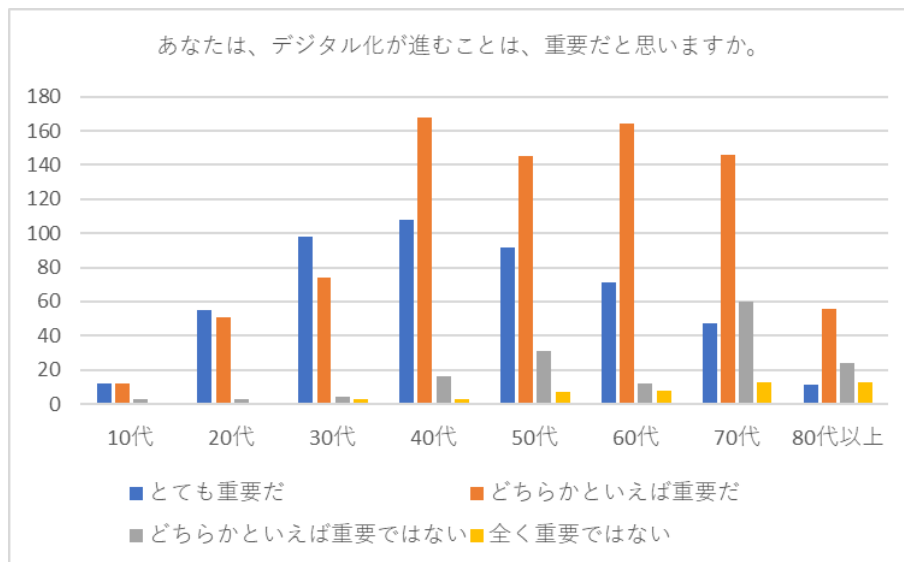


市民アンケートにおける「デジタル化が進んでいることで、どのようなことが便利/不便になりましたか。」
(自由回答形式)の分析結果(※)

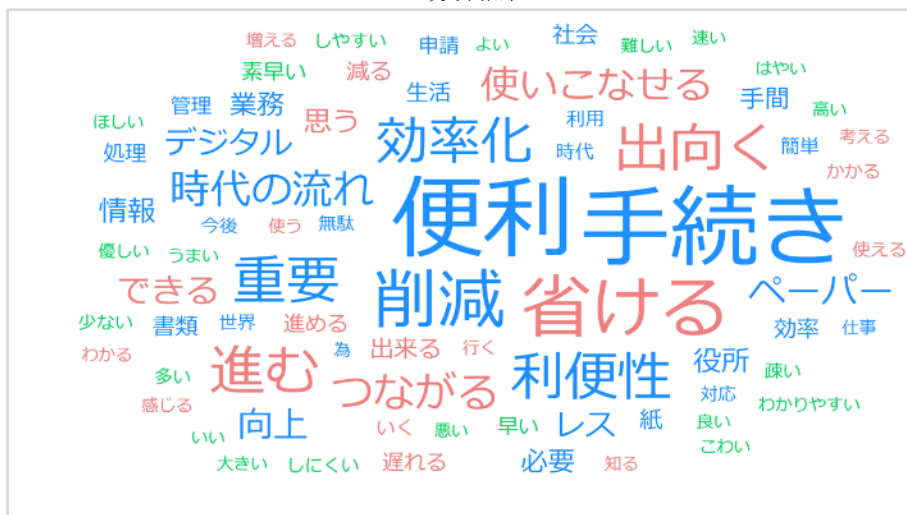
※ワードクラウドという手法を使い、テキストデータを出現頻度が高い単語を複数選び出し、その頻度に応じた文字の大きさを図示している。



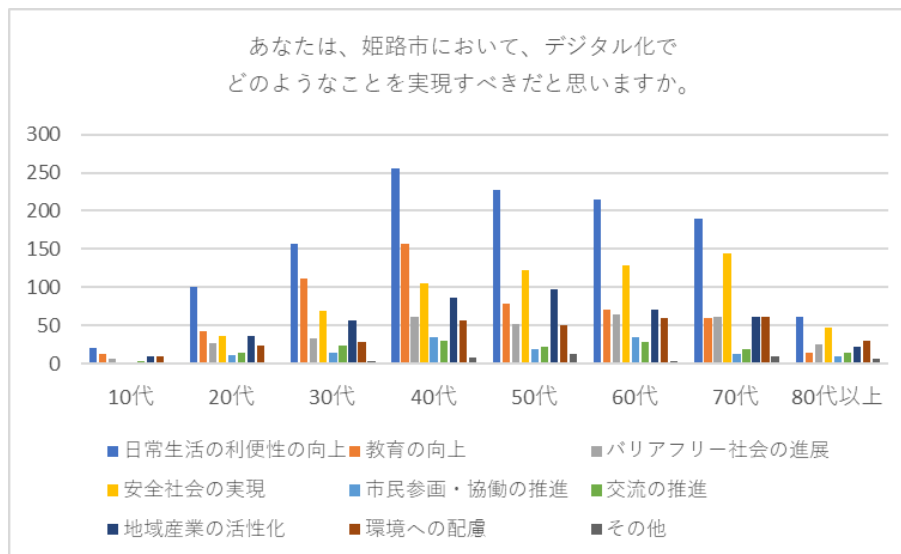
市民アンケートにおける「あなたは、デジタル化が進むことが、重要だと思いますか。」の回答結果



市民アンケートにおける「デジタル化が進むことが、なぜ重要/重要でないと思いますか。」(自由回答形式)の分析結果



市民アンケートにおける「あなたは、姫路市において、デジタル化でどのようなことを実現すべきだと思いますか。」の回答結果



このような地域の現状を前提として、人と地域を大切に、市民一人ひとりの暮らしや人と人のつながりである地域コミュニティ、特色ある地域資源から活力があふれ、都市全体の生産性が高まるよう、市政運営に取り組んでいかなければならない。

限られた経営資源の中、地域課題を解決するためのデジタル技術の活用は、こうした市政運営の手段であることから、施策体系化において本市の地域特性を考慮し、市政の取組の方向性に合わせ、効果的・効率的な行政運営、持続的な発展に資するよう、総合的、計画的に展開していくことが求められる。

3 デジタル技術の進展と普及

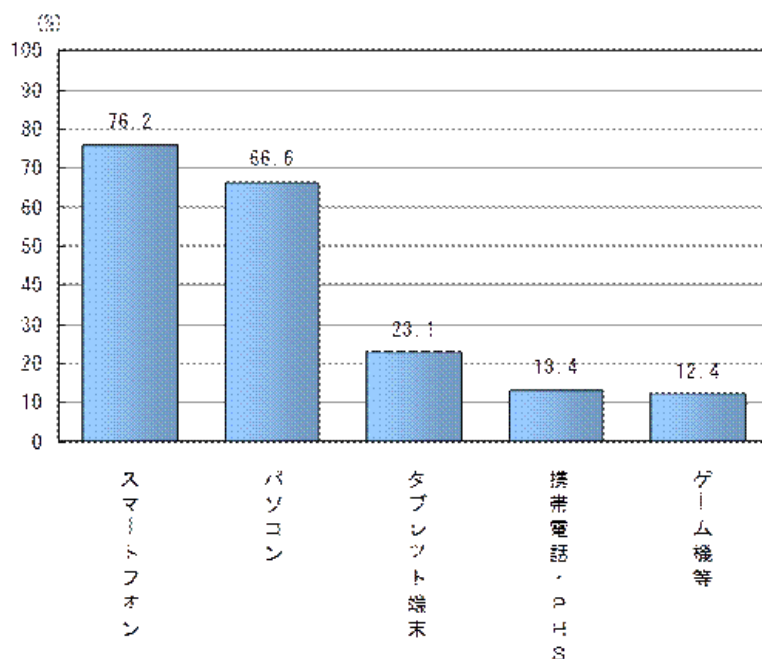
近年、5G、IoT、AIなどの先進技術が進展し、データのメディア変換も容易になり、時間や場所に捉われずに自分に合ったスタイルでデジタル機器・サービスが利用可能となるなど、従来ではできないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式への対応が求められ、人と人の接触機会が制限される中、社会問題の解決や企業の経営戦略の高度化、人の暮らしの豊かさの向上などにつながる、AI等の先進技術を使った新たなサービスが、IT企業はもとより、デジタル技術に精通した個人や団体により創出され、世界中でデジタル技術を活用したイノベーションが急速に進んだと言われている。

特に近年、メタバース市場の成長に伴い、NFTやXR（VR、AR、MR、SR）といった現実世界と仮想世界との融合による新たなサービスが生み出されており、ゲームの領域だけでなく、バーチャルオフィスやバーチャルショップなどのビジネスシーンにおいても利用されるものとなっている。

さらに、高度情報通信環境においても、3Gから4G、5Gへと移動通信網の大容量化・超高速化が進むとともに、それに対応したスマートフォンの普及が進んだことにより、デジタル技術を活用した様々なサービスが、いつでも、どこからでも手軽に利用できる、暮らしに欠かせないツールとなりつつある。

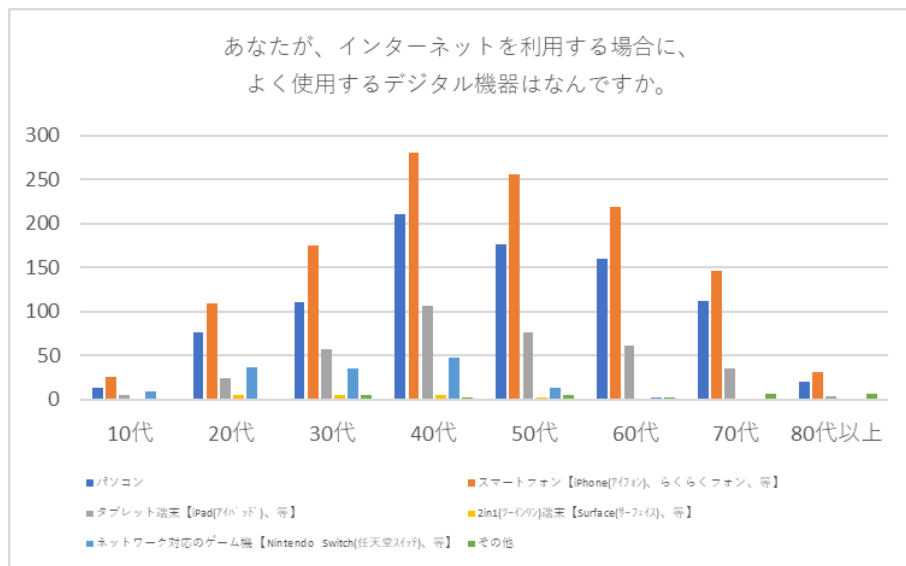
姫路市の情報化に関するアンケート調査（平成23年8月10日から平成23年9月9日実施）における「インターネットを利用する場合に、どのような情報機器を使用していますか」の回答結果



| | | サンプル数 | スマートフォン | パソコン | タブレット端末 | 携帯電話・PHS | ゲーム機等 |
|-----|--------|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------|
| 全体 | | 1122 | 76.2 | 66.6 | 23.1 | 13.4 | 12.4 |
| 性別 | 男性 | 500 | 74.6 | 74.2 | 26.2 | 15.8 | 16.6 |
| | 女性 | 611 | 77.9 | 60.2 | 20.6 | 11.6 | 8.8 |
| 年齢 | 16～29歳 | 76 | 88.2 | 55.3 | 19.7 | 11.6 | 19.7 |
| | 30～39歳 | 78 | 93.6 | 68.0 | 34.6 | 16.7 | 23.1 |
| | 40～49歳 | 88 | 85.2 | 75.0 | 31.8 | 19.3 | 21.6 |
| | 50～59歳 | 80 | 77.5 | 83.8 | 26.3 | 26.3 | 23.8 |
| | 60～69歳 | 60 | 43.3 | 80.0 | 26.7 | 21.7 | 10.0 |
| | 70～79歳 | 31 | 29.0 | 90.3 | 16.1 | 3.2 | 3.2 |
| | 80歳以上 | 5 | - | 100.0 | - | - | - |
| | 年代 | 16～29歳 | 90 | 95.6 | 51.1 | 15.6 | 17.8 |
| 性別 | 30～39歳 | 102 | 88.2 | 55.9 | 22.6 | 14.7 | 11.8 |
| | 40～49歳 | 127 | 85.8 | 61.4 | 29.1 | 11.8 | 9.5 |
| | 50～59歳 | 102 | 59.6 | 62.8 | 20.6 | 10.6 | 4.9 |
| | 60～69歳 | 69 | 42.0 | 68.1 | 21.7 | 13.0 | 1.5 |
| | 70～79歳 | 13 | 38.5 | 84.6 | 7.7 | 7.7 | 7.7 |
| | 80歳以上 | 4 | 25.0 | 75.0 | - | - | - |
| 職業別 | 全社員 | 493 | 85.0 | 72.4 | 28.0 | 17.7 | 18.1 |
| | 自営業 | 57 | 70.2 | 79.0 | 29.8 | 14.0 | 21.1 |
| | 無職 | 437 | 65.0 | 62.5 | 19.7 | 10.6 | 5.7 |
| | 学生 | 87 | 93.1 | 49.4 | 9.2 | 6.9 | 14.8 |
| その他 | 40 | 67.5 | 52.5 | 20.0 | 5.0 | - | |

(注) **太字** は全体より5ポイント以上高い値。「その他」「無回答」には適用しない。

市民アンケートにおける「あなたが、インターネットを利用する場合に、よく使用するデジタル機器はなんですか。」の回答結果



第3章

計画の構成

1 目指すべき姿

市民一人ひとりが暮らしに満足し 自分らしい生活を送ることができる姫路 ～姫路版スマート都市の実現※～

※「姫路版スマート都市の実現」とは、都心部・周辺部それぞれの特性や地域課題に応じて、デジタルを活用した取組を展開することにより、市民等が望むライフスタイルの実現を支えるとともに、地域間の交流・連携の機会や密度を高めることにより、全市域で、高効率で生産性が高く、住民満足度が高い都市の形成を目指すことをいう。



2 基本理念

国及び兵庫県においては、利用者それぞれのニーズに応じた選択により、誰もがデジタルの恩恵を受けることができる持続可能な社会を目指しており、本市もそれを踏まえ、デジタルを活用し、連携・交流を深め、地域の生産性と市民の暮らしを向上させることにより、本市が力強く発展していけるよう、基本理念を定める。

**さまざまな主体間の連携・交流を深め、
地域の生産性と市民の暮らしを向上させるデジタル活用**

3 基本戦略（3つの視点）

基本理念の中心である「市民の暮らし」と、「多様な主体間の連携」、「地域の生産性」を基本的な視座とし、本市におけるデジタル政策を総合的に推進するため、3つの視点を設ける。

●視点1：市民一人ひとりの暮らしをより安全・安心に、より快適・便利に

適格なルールの下、デジタル技術やサービス主体間でのデータ連携、ニーズに沿ったサービス選択により、暮らしの質を一層向上させる。

【分野】電子行政、健康・医療・介護、防災・減災、教育・人材育成

●視点2：多様な主体間の信頼と連携から生まれる新たな価値の創出

市民、産官学等の多様な主体が、互いに信頼し、連携を深めることにより、地域課題の解決と新たな価値の創出を目指す。

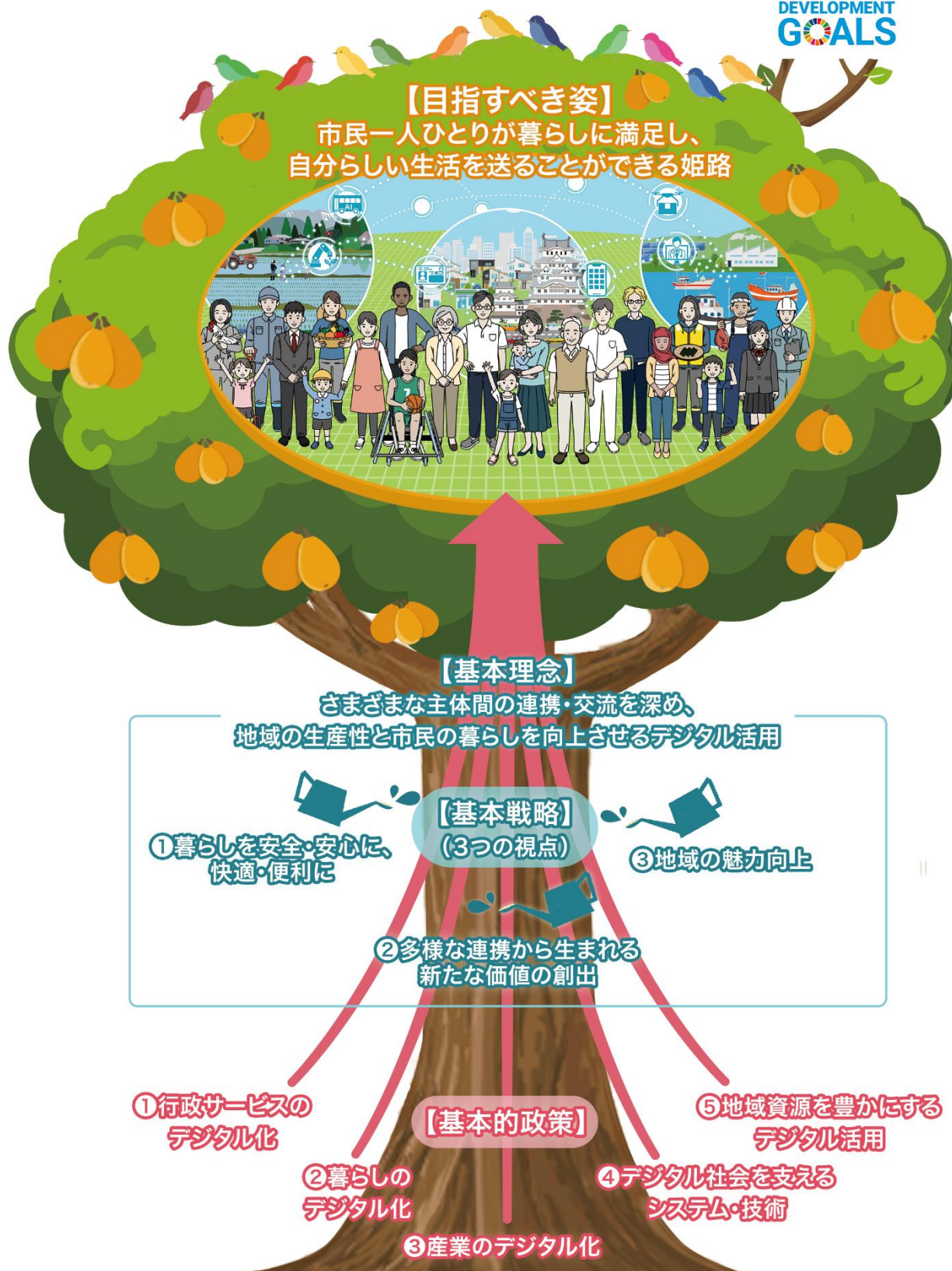
【分野】環境、ものづくり・産業、金融、農林水産、その他（地域活動等）

●視点3：豊かな地域資源のネットワーク強化で育まれる地域の魅力向上

都心部から、豊穡の地を彩る豊かな山並み、海岸線をたたえる周辺地域にいたるまで市域の特色ある地勢や、歴史・文化などの地域資源のネットワークのもとで、地域の魅力を一層向上させる。

【分野】観光、インフラ、移動・物流

【計画の構成における全体像】



第 4 章

基本的政策

1 行政サービスのデジタル化



デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）の下、従来の紙中心から脱却し、情報システムの改革や業務の見直し（BPR）等を推進することにより、デジタル処理を軸とした「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現する。行政手続においては、市民側が行政側に申請内容等をデータで送れるようにオンライン化し、申請書類をペーパーレス化するなどデジタル化に対応する。また、窓口サービスにおいては、対面での手続や申請等をオンライン化し、市役所窓口での負担軽減につながるようなデジタル化を実現する。

国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進や運転免許証との一体化、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載の実現などを進めるとともに、行政だけでなく民間も含めた様々なサービスや場面におけるマイナンバーカードの利用拡大の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしている。

本市においても、安全・安心で、かつ利便性の高いデジタル社会のパスポートとなるマイナンバーカードのさらなる普及促進を図るとともに、マイナンバーカードを基盤としたオンライン上の市役所サービスの推進や展開など、日常生活におけるマイナンバーカードの利活用シーンを拡大していくことで、市民の利便性向上だけでなく行政の事務負担軽減にも寄与していくものとする。

●行政手続のオンライン化・デジタル化の推進

市民や事業者等の利便性を向上させるとともに、多様化・複雑化する行政サービスの需要への対応や職員負担を軽減するために、国のぴったりサービスや姫路市オンライン手続ポータルサイト等の電子申請システムを活用し、原則、全ての行政手続について令和7年度末までにオンライン化を目指す。

●窓口サービスのオンライン化・デジタル化の推進

身近な出先窓口で本庁の専門職員とオンラインで相談しながら行政手続ができる遠隔行政窓口サービスなどにより市民の様々なニーズに対応することで、行政サービスの向上を図るとともに、デジタル機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が

困難な人や機器等を利用しない人もデジタル化の恩恵を実感できる行政サービスの提供を図る。

また、遠隔行政窓口サービスについては、実証実施の結果を分析した上で、順次、設置場所の拡大と対象手続の拡充を検討し、将来的には、支所・サービスセンター等の出先機関だけでなく、公民館や商業施設など、市民にとって利便性の高い場所への設置を検討する。

●マイナンバーカードの多目的利用の推進

本市は、マイナンバーカードの交付が開始された平成28年（2016年）より、証明書等のコンビニ交付サービスを開始するとともに、マイナンバーカードによる図書館の図書貸出サービスや、カード内の情報を申請書に出力する申請書等自動作成サービスの導入など、マイナンバーカードの多目的利用に先進的に取り組んでおり、引き続きこれらサービスの利活用を促進する。

また、市民の健康増進や地域ボランティア活動などの市民参画の推進を図るとともに、マイナンバーカードの普及につなげるため、自治体ポイント等を活用した施策を推進する。

国が提唱するマイナンバーカードの市民カード化構想の実現に向け、市が発行する各種カードについて、マイナンバーカードとの一体化を推進するとともに、公共施設の入場時や選挙・避難所の受付時における、マイナンバーカードを使用した本人確認の実証を行い、導入を目指す。さらに、救急業務におけるマイナンバーカード活用の実証を踏まえ、市民の命を守るツールとして、マイナンバーカードの活用について調査研究を行う。

本市職員の高いマイナンバーカード保有率をベースに、市庁舎の入退庁管理への活用や、認証プリンタにおける活用など、職員認証カードとしての利用を推進し、業務セキュリティ向上を図るとともに、職場におけるマイナンバーカードの日常的な利活用を促進する。

行政サービスのデジタル化に係る主な取組施策

| 方 針 | 主な取組施策 |
|------------------------|---|
| 行政手続のオンライン化・デジタル化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● オンライン手続ポータルサイト等の電子申請システムの充実 ● 電子契約システムの導入 |
| 窓口サービスのオンライン化・デジタル化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● ワンストップサービス、キャッシュレス決済の展開 ● 遠隔行政窓口（オンライン相談・手続窓口）の拡大 ● ペーパーレス窓口の導入 |
| マイナンバーカードの多目的利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体ポイント等の推進 ● マイナンバーカード認証に対応した市民アプリの充実 ● 市発行カードのマイナンバーカードへの一体化（市民カード化）の推進 |

2 暮らしのデジタル化



人口減少社会が進展する中で市民サービスを維持・向上していくためには、データを様々な主体が適正かつ容易に活用できる仕組みを構築し、地域特性や住民ニーズを把握しつつ、官民が連携し地域課題を解決することや行政における施策・事業を効率的かつ効果的に展開することが重要となっている。

データの活用主体とその連携に着目し、新たなサービスや価値の創出を促進する「オープンデータ」や、地域性や時間軸に着目し、その特性や変化の理解から政策の効果性・効率性を高める「庁内ビッグデータ」など、データの効果的な利活用を総合的に推進する。

市民一人ひとりにとって、本人や生活に関する多種多様なデータを統合的に利活用できれば、個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、自らの生活に合わせて選択することができるようになり、ライフシーンの様々な場面で、暮らしの豊かさを向上させることができる。そこで、個人情報の適正な取り扱いの確保と市民・事業者等の利便性向上を図りつつ、サービスの利用主体が自らのデータを安心して統合的に利活用できる仕組みづくりに取り組むことにより、市民の日常生活における利便性を向上させ、安全で安心な生活を支える。

健康・医療・介護、こども、防災等の分野は、市民の生活に密接に関係している分野であるにもかかわらず、現状では、サービスの提供を受ける市民の側から見れば、様々な切り口から断片的なサービスが提供されている状況にある。そこで、サービスの提供を受ける個人が複数のサービスを自らのニーズに応じて自由に組み合わせ、より豊かな生活の実現に向けて自らの手で積極的に利用できるように、官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの提供・共有を更に進める。

G I G Aスクール構想により整備された児童生徒1人1台端末など、デジタル活用を推進しながら、子ども一人ひとりの発達段階や学習課題に応じた個別最適な学びと、社会において必要な資質・能力を育成する協働的な学びを実現するとともに、教育データの利活用による生涯を通じた学びを充実させる。

市民への市政や地域に関する情報提供や国内外への本市魅力等を紹介する市公式ホームページ、SNSを活用した最新トピックスの投稿など、デジタル技術を活用した情報発信は、デジタル社会における重要な情報発信基盤となっている。一方、利用者のイン

ターネットアクセス手段は、「情報通信白書」によれば、2010年を境にパソコンからスマートフォンへと逆転し、近年その割合の差は広がるとともに、スマートフォンは、個人が普段携帯する身近な高機能なデバイスであることから、本市の情報発信基盤の強化として、スマートフォンの特性を十分に考慮した機能やデザインを積極的に取り入れる。

●データ利活用の推進

オープンデータについては、国の「オープンデータ基本指針」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を一層充実させるとともに、播磨圏域連携中枢都市圏において、圏域諸課題の解決や地域経済の活性化を目指し、オープンデータの取組の連携を推進する。さらに事業者等の利益や市民の安全が害されないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

また、市民が主体的に行政に参画し、オープンデータやデジタル技術を活用して、地域課題の解決や生活の利便性向上に貢献するシビックテックの取組について、環境の整備を推進する。

庁内ビッグデータの分析については、市民の安全・安心が損なわれることのないよう、技術的対策も含めたより適正なデータの取り扱いの下、行政経営資源の効率的・効果的な投下による持続可能な行政運営を確保しつつ、施策・事業の実施における透明性の確保や、地域社会における公益性と住民福祉の向上を目指すEBPM（証拠に基づく政策立案）を推進する。

●パーソナルデータを活用した新たなサービスの創出

行政機関や民間事業者等が保有する個人に関する情報（パーソナルデータ）を、本人同意に基づいて、各分野間・各サービス間で安全・安心に連携する基盤（都市OS）を構築する。官民が連携し、従来のサービスでは実現できなかった、市民個人の状況やニーズに応じた便利で楽しいサービスを創出することで、市民の暮らしの豊かさの向上につなげる。

また、複数分野で連携するパーソナルデータの分析により、行政サービスの効率化や、将来的な少子化対策や健康寿命増進などの行政課題の解決につながるEBPMの推進を図るほか、これらのデータを大学等の研究機関における学術利用につなげることで、健康・医療分野における研究を本市へ呼び込むことを目指す。

●健康・医療・介護、こども、防災等分野のデジタル化

(健康・医療・介護)

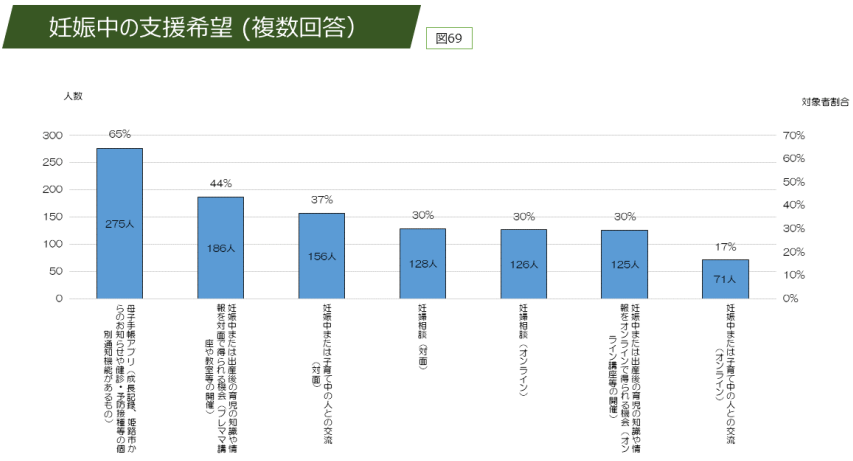
国においては、自分の保健医療情報を自分自身が活用して予防・健康づくり等に活用するとともに、それらを本人同意の下に医療・介護現場で役立てることを目指すPHRの取組を推進している。国のデータヘルス改革の動向に合わせ、行政機関や医療機関等が持つデータを本人起点で連携し活用することで、市民の健康意識を高め、健康寿命の延伸を図る。

また、医療情報連携によってもたらされる、効率的・効果的な医療等の提供や災害等の緊急時の利用、保健医療分野の研究についての検討を行う。

(こども)

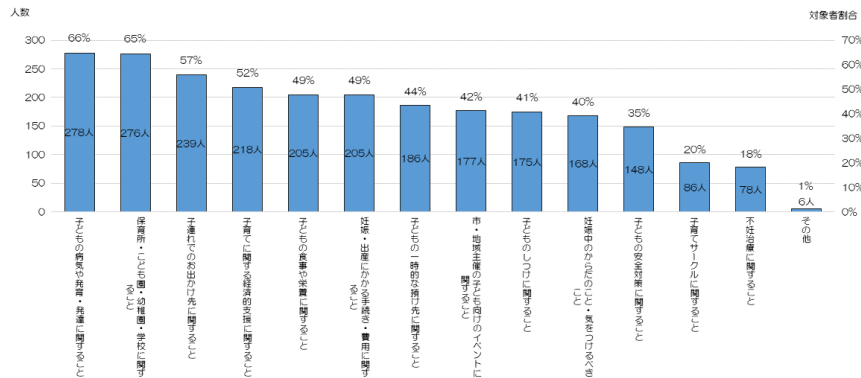
少子化が益々進行する中で、行政においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに応える切れ目のない支援の提供が求められている。一方、妊産婦においては、妊娠・出産や産後の育児等に不安や悩みを抱える中で、その解消のために役立つ「情報」を求めている。

本市デジタル戦略本部の下に設置したデジタル戦略タスクフォースが行った「ヒメジの子育ての未来アンケート」(実施期間:令和4年8月30日～9月15日)によると、妊娠期から子育て期において特に必要な情報として「子どもの病気や発育・発達に関すること」「保育所・こども園・幼稚園・学校に関すること」が多く、子どもの健康や成長過程に関わる日々の育児に直結した情報を求めるとともに、妊娠中に必要な支援としては、本市が未導入の「母子健康手帳アプリ」の希望が多い。



妊娠～子育てについて特にほしいと思う情報(複数回答)

図67



妊娠期から子育て期の不安に対応するため、便利で役立つデジタルサービスとして、ウェアラブル端末による妊娠期ハイリスク者の健康管理支援や、マイナンバーカード認証に対応した母子健康手帳アプリを導入する。また、健診のデジタル化により、問診票の事前入力や健診結果のアプリへの即時反映を実現することによる乳幼児期の育児支援や、子どもの成長過程に関連する様々な情報を連携し、個別最適化された情報をプッシュ型で提供することにより、子育て世代の育児不安の解消を図るとともに、児童虐待の未然防止にも繋げる。

(防災等)

災害発生時に、市民の命や暮らしを守るため、市民及び官民の様々な組織が必要とする情報の収集や、人々の避難等に必要な情報の伝達をより一層効果的に行う手段を検討する。救急時の対応においては、市民の安全・安心な生活につなげるため、AI等のデジタル技術をさらに活用し、迅速かつ的確な救命救急を実現する。

また、避難所の受付時における、マイナンバーカードを使用した本人確認の実証を行い、その導入を目指すなど、マイナンバーカードの利活用に向けた取組を検討していく。

●デジタル化による教育・学びの充実

教育の情報化の進展に対応し、1人1台端末などのICT環境を充実するほか、デ

デジタルコンテンツ等の効果的な活用により、本市が取り組む「わかる授業」を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導を充実させる。また、小学校におけるプログラミング教育を通じた児童生徒の論理的思考力の向上や、テレビ会議システムを用いて他校や海外等と結んだ遠隔教育による対話的な学びを充実する。

教員が日常的にこれらの学習指導に取り組めるよう、ICTを活用した指導力向上を図る研修の充実やICT支援員等による利活用支援等を実施する。

また、国が検討を進めている教育データの利活用について、生涯を通じた発展的・継続的な学びの充実につながるよう研究を進めるとともに、企業や地域（学生、PTA、シニアなど）等のリソースを活用した学習機会を提供することにより、社会のデジタル化やDXの進展の恩恵を広く市民が受けられるよう、情報モラルを含めたICTリテラシーの向上に努める。

●情報発信基盤の強化

市公式ホームページについて、Webアクセシビリティの確保に留意しつつ、これまで以上に検索性が高く、市民にとって操作しやすく分かりやすい情報提供に努める。

また、自治体ポイント等に対応するために導入した市民アプリ「ひめパス」では、マイナンバーカード認証機能をベースとした個人認証アプリとして、市民一人ひとりに応じた関連情報をプッシュ型で通知できる機能を実現し、きめ細やかな情報発信による利用者目線のサービス展開を図る。

暮らしのデジタル化に係る主な取組施策

| 方 針 | 主な取組施策 |
|--------------------------|---|
| データ利活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● オープンデータの推進 ● 行政情報分析基盤の充実 |
| パーソナルデータを活用した新たなサービスの創出 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市OS（データ連携基盤）の構築 ● マイナンバーカード認証に対応した市民アプリの充実 |
| 健康・医療・介護、こども、防災等分野のデジタル化 | <ul style="list-style-type: none"> ● （健康）データ活用による生活習慣病重症化予防の研究 ● （医療）医療情報連携の調査研究 ● （介護）介護予防事業での自治体ポイント等の活用 ● （こども）市民による子育て支援データの充実 ● （こども）妊婦健診・乳幼児健診のデジタル化 ● （こども）子育て支援アプリ（母子健康手帳アプリ）の導入 ● （防災等）災害時要援護者支援事業へのGISの活用 ● （防災等）消防指令業務AI支援システムの機能拡充 ● （防災等）マイナンバーカードによる避難所の避難者把握実証の実施 |
| デジタル化による教育・学びの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● オンライン学習の充実、個別最適化学習の推進 ● 教育ICT環境の充実 |
| 情報発信基盤の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市公式ホームページのリニューアル ● 市民アプリによるプッシュ型通知機能の導入 |

3 産業のデジタル化



ゼロカーボンシティを目指す本市は、「生活の質の向上」・「健康福祉」・「地域環境の改善」・「地域経済への波及」など、コベネフィット（共通便益）による魅力あふれる地域の実現のため、市民・観光客・市内の事業者等に対して行動変容施策を実施し、市全体の脱炭素に関する機運の醸成に向けて、官民連携によるデジタル施策に取り組む。

ものづくり企業が人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響によりもたらされる諸問題の解決や、次の時代を生き残り更なる発展を遂げるために行うデジタル化による業務変革を支援する。

ニューノーマル（新しい日常）に対応した観光が求められる中、観光コンテンツの磨き上げによる魅力向上や観光客のニーズを踏まえた受入環境の整備、効果的なプロモーションによる誘客推進などの滞在型観光に向けたあらゆる取組において、デジタル技術の積極的な活用を図っていく。

農林水産業における担い手の減少や高齢化等による労働力不足や技術の継承等が大きな地域課題になっている。そこで、先進技術を活用した農業のスマート化を推進する観点から、農業分野におけるデジタル人材を育成する。

●ゼロカーボンシティの推進

市域全体の脱炭素に関する機運醸成や行動変容を図るため、「都市地域炭素マッピング」の研究や事業所等への「排出量可視化ツール」の導入支援など、CO₂排出量の可視化や脱炭素の進捗状況等の把握ができるデジタルを活用した取組を推進する。

●中小企業のデジタル化支援

生産性の向上、業務の効率化及び経費節減等の自社の経営課題の解決のために、中小企業がIT化を進めていくことへの支援を行う。また、中小企業者向けにデジタル化推進セミナー等を開催することにより、企業のITスキルを向上させ、デジタル化による業務改善を促進する。

●観光分野のデジタル化

AR技術等を活用した観光コンテンツや姫路観光コンベンションビューローによる

オンラインツアーなど魅力的な観光資源を提供することにより、旅行者の体験価値の向上と来訪意欲の増進を図る。

また、姫路城世界遺産登録30周年や大阪・関西万博などを国内外に本市の魅力をPRする絶好の機会と捉え、多様な観光データの収集、分析による戦略的観光プロモーションを展開するほか、オープンデータを活用した民間事業者の新たな取組につなげ、さらなる誘客を図り滞在型観光を推進する。

●農業分野のデジタル化

農業従事者の高齢化及び後継者不足の課題解消のため、子どもや若者を対象とした教育や農業体験を通して農業分野のデジタル人材を育成していくとともに、ロボットやICTなどの先進技術を活用して作業を省力化・効率化していくことを推進する。

産業のデジタル化に係る主な取組施策

| 方針 | 主な取組施策 |
|--------------|--|
| ゼロカーボンシティの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大学等との連携による都市地域炭素マッピングの研究 ● 環境学習デジタルコンテンツの作成 ● 事業所向けの「排出量可視化ツール」の導入支援 ● 検索/予約/決済等を一括で行うMa a Sの導入（再掲） |
| 中小企業のデジタル化支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● ものづくりIT化推進事業（補助金）＜製造業対象＞の推進 ● 中小企業者向けデジタル化推進セミナー等の開催 |
| 観光分野のデジタル化 | <ul style="list-style-type: none"> ● AR等を活用した観光事業の展開 ● 観光オンラインツアーの推進 ● デジタルガイドブックの導入 ● 検索/予約/決済等を一括で行うMa a Sの導入（再掲） |
| 農業分野のデジタル化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔操作によるスマート市民農園の展開 ● アグリテック甲子園事業の拡大 ● 農業版STEAM教育の推進 |

4 デジタル社会を支えるシステム・技術



行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。自治体情報システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づく、国が示す地方公共団体情報システムの標準化・共通化等の方針の下、本市基幹業務システムの標準化と各種データの標準化を図ることにより、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。

5G等の高度情報通信環境、AIやブロックチェーン、メタバースなどの先進技術、都市OSによる様々な官民データの流通基盤について、官民が連携し調査研究や実証事業を行い、効果的な利用場面を創出することにより、市民の利便性向上や魅力ある都市空間の形成に取り組む。

●自治体情報システムの標準化・共通化と業務の見直し（BPR）の推進

本市における自治体情報システムの標準化・共通化の取組により、情報システムを個別に開発することによる職員負担や財政負担の軽減を図ることができるとともに、本市の市民ニーズに合った行政サービスの提供に注力することで、新たなサービスの展開を図ることができる。また、情報システムの標準化・共通化の取組に際して業務フローの可視化を行うことで、業務の見直し（BPR）やシステムに合わせた業務の標準化につなげ、業務の効率化・最適化を図る。

ガバメントクラウドの活用については、個別の団体では講じられないような最新のセキュリティ対策の導入や災害による業務の継続性などのメリットも踏まえ、活用に向けて検討を行う。

●行政のワークスタイルの変革による業務効率化

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が続く中、職員数の確保の問題が深刻化しているとともに、行政サービスの複雑化、高度化にも確実に対応していかなければならない。

そのような中、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し、かつ意欲とやりがいを持って働き続けるためには、職員の働き方改革の実現とワークライフバランスの確保

が必要不可欠であるとともに、業務の効率化により得られる人的資源を活用し、行政サービスの複雑化、高度化に対応していかなければならない。

そのため、A I等の先進技術やデジタル機器の効果的な導入による労働生産性の高い職場環境の構築や、テレワークなどの柔軟な働き方を一層推進する環境を整備する。

●今後の発展したデジタル社会に必要な技術の研究開発・実証

日々進化するA I技術等の導入による業務効率化や人材不足への対応、地域課題の解決、市民サービスの向上などの実現に向け、データの安全管理やコストの低減、汎用化などの課題を整理し、それらが活用できる業務の拡大を図る。

また、メタバースやデジタルツイン等の仮想空間を使用したデジタル技術を始め様々な先進技術を活用した研究・実証を官民が共創し行うことで、高効率で生産性が高く、住民満足度が高いスマート都市の形成を目指す。

デジタル社会を支えるシステム・技術に係る主な取組施策

| 方 針 | 主な取組施策 |
|------------------------------------|---|
| 自治体情報システムの標準化・共通化と業務の見直し(B P R)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹業務システムの標準化、共通化のためのB P R ● ガバメントクラウドの活用の検討 |
| 行政のワークスタイルの変革による業務効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ● ペーパーレス化の推進とオフィススペースの有効活用 ● A I - O C R、R P A、ノーコード・ローコードなどの業務を効率化するツールやデジタル機器の拡充 ● テレワーク環境の充実 |
| 今後の発展したデジタル社会に必要な技術の研究開発・実証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 動画の画像解析による動態調査の実証実施 ● I o T、A I、メタバース・デジタルツイン、ブロックチェーン、N F Tなどの活用研究と実証実施 |

5 地域資源を豊かにするデジタル活用



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人が現実空間で交流することが主であった日常の暮らしや経済活動が変容し、様々なデジタルツールによって、物理的な距離に関係なく、人々が非対面で交流する新しい社会が多くの世代で定着しつつある。このような状況の中、面積が広く、人口が減少傾向かつ地域偏在がある本市にとっては、中心部はもとより、北部や南部・島しょ部、周辺部においても、地域の特性に応じた自分らしく暮らせる生活環境の充実や、各地域を安全かつ快適に相互連携できる交流手段の仕組みの導入において、デジタル技術は、「不便・不快」を「便利・快適」に変化させることが可能となる。

地域の多様な主体との連携・協力により、地域資源の有効活用等による地域活性化や行政サービスを補完する取組を促進し、地域における共助と価値共創の仕組みを充実させるとともに、地域課題の効率的かつ効果的な解決を図る。特に、地域コミュニティにおいて、コミュニケーション手段としてデジタルを効果的に導入することにより、コミュニティ活動での作業負担を軽減しながら多様な世帯へ情報提供を行うことが可能となり、地域コミュニティの活性化と多様な主体との協働のまちづくりの推進を図っていく。

「誰一人取り残されない」デジタル化を進めていく上では、デジタル機器・サービスに慣れていない人のみならず、自らはこれらを利用しない人も含め、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供をはじめとし、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境を整備することが必要である。そこで、様々な主体間・世代間で助け支え合い、デジタルデバイドの解消を行うとともに、デジタル機器・サービスを使う側のリテラシー（知識や能力を活用する力）の向上に向けた取組を推進する。

ポストコロナを見据えた新たなライフスタイルへの転換に向けて、働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであるため、更なる導入・定着を図ることが重要である。

また、個人等が保有する活用可能な資産（空間・場所、モノ、カネ等、スキル・人材など）をインターネット上のマッチングプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動である「シェアリングエコノミー」が進展する中、個人や企業、行政等が保有する資産についても活用を促進し、市民一人ひとりが多様なニーズに合う

選択をすることができるよう、官民一体となって、シェアリングエコノミーの健全な発展に向けた取組等を推進する。

●人・物の移動におけるデジタル活用

物理的な人や物の移動において、全国的には、A I を活用したオンデマンド型バスやドローンを活用した日用品等の配送を行っている先進事例があることから、本市においても、地域交流や日常生活圏の利便性を確保する観点から、これらデジタル技術を活用した人・物の移動の分野について調査研究や実証実験を実施する。

●地域の活力向上支援・地域デジタル人材の育成

交流拠点である公民館の公衆無線LAN（W i - F i ）整備や地域コミュニティの会合などをオンラインで行えるような環境整備、電子掲示板・電子回覧板の導入などデジタル技術の活用により、地域コミュニティにおける担い手不足や新型コロナウイルスの影響でコミュニティ活動が減少したことによる地域住民のつながりの希薄化などの地域課題を解決する。そのようなデジタル技術の活用により世代間の交流を生み出すことで地域での共助や新たな価値の創造に寄与する「密」な地域コミュニティの構築と地域デジタル人材の育成を支援する。

●デジタルデバイド対策

I C T機器を適切に活用する知識を十分に持たない市民の中には、インターネット上のトラブル・犯罪への遭遇やコンピューターウイルスの感染、個人情報漏えいといった不安を感じ、I C T利用に消極的になってしまいかねない。そうした不安を解消するとともに、誰ひとり取り残されないデジタル社会の実現のため、デジタル技術の進歩に伴った情報モラルも含めた、基礎的な活用技術の習得を促進し、デジタルの恩恵を享受できるための知識や経験（I C Tリテラシー）の取得機会を提供する。

●新たなライフスタイルへの転換の支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、多くの企業等において在宅勤務の取組が拡大した。家庭環境と職場環境の境界線が曖昧になる中、新たなライフスタイルへの転換を求め、都心部から田舎暮らしへと住まいを移すケースなど、多様な暮らし

しのスタイルや働き方が広がっている。本市における人口減少や移住・定住対応として、新たなライフスタイルへの転換の動きを好機ととらえ、市域全体として、ワークライフバランスと柔軟な働き方を促進するため、企業等におけるテレワーク（在宅ワーク、モバイルワーク、サテライトオフィス）の取組を支援するとともに、働きながら、本市の魅力・特色を体験し楽しむことができるワーケーション環境について、官民共創により充実を目指す。

シェアリングエコノミーの考え方に立った新たなビジネスモデルの開拓は、利用者等の安全を守りつつ、個人や企業、行政等が保有する資産を含めたあらゆる資産の活用を促進し、市民一人ひとりが多様なニーズに合った選択をすることができる社会、自然災害や感染症等の非常事態に対しても柔軟で回復力のある社会、持続可能な循環型社会の実現に貢献することが期待されている。

また、シェアリングエコノミーにつながる様々なサービスが共通に必要とする公共的なサービス基盤は、官民が協力し、デジタル社会の共通基盤となるハードウェアやシステム、それらを支える人間関係を共通の社会的資産として支え合っていく共助のビジネスモデルの確立が急がれる。

こうした状況を踏まえ、これまでの公共サービスを補完する新たな活用事例の創出を図るため、本市の実情や潜在的なニーズをしっかりと把握した上で、共助のビジネスモデルや地域におけるシェアリングエコノミーの効果的な導入方策を検討する。

地域資源を豊かにするデジタル活用に係る主な取組施策

| 方 針 | 主な取組施策 |
|-----------------------|---|
| 人・物の移動におけるデジタル活用 | <ul style="list-style-type: none"> ● A I を活用したオンデマンド型バスの調査研究・実証 ● A I 顔認証技術を活用したバス福祉乗車の調査研究・実証 ● ドローンを活用した日用品等配送の調査研究・実証 ● 検索/予約/決済等を一括で行うM a a S の導入 |
| 地域の活力向上支援・地域デジタル人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館の公衆無線L A N (W i - F i) 整備 ● 地域コミュニティ活動における電子回覧板やオンライン会議環境の導入検討 ● 民間事業者等と連携した地域デジタル人材の育成 |
| デジタルデバイド対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードに対応した行政サービス利用端末の充実 ● 公民館等のデジタル講座の促進 |
| 新たなライフスタイルへの転換の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業等におけるテレワーク環境整備の促進 ● 官民共創によるワーケーション環境の充実促進 ● シェアリングエコノミーの推進（個人、企業、行政等の資産の利用促進の検討等） |

第5章

計画の推進体制

1 推進体制

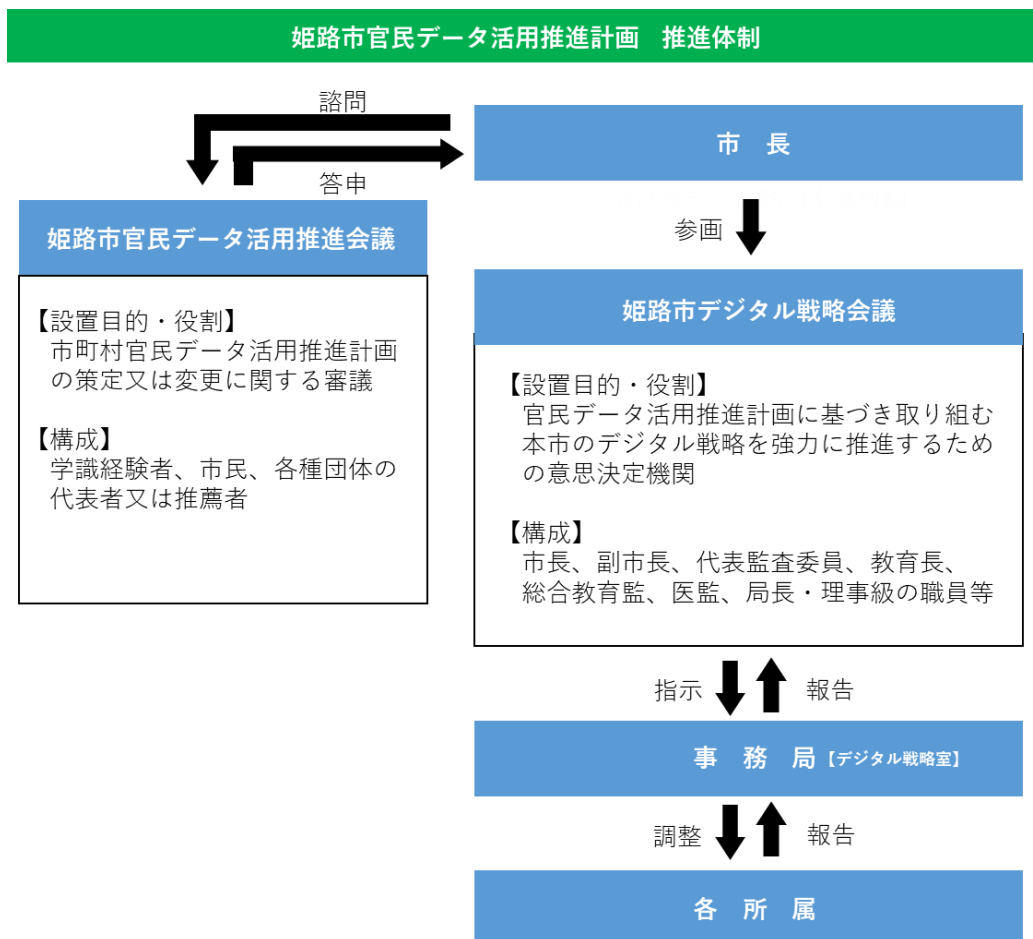
(1) 推進体制

ア 姫路市官民データ活用推進会議

デジタル化を取り巻く環境の変化や各施策の取組状況、市民のニーズに応じて、本計画の策定又は変更について審議する必要がある場合に招集する。

イ 姫路市デジタル戦略会議

本計画で定めた基本的政策に係る施策を推進するため、関連する庁内の取組状況を確認する。



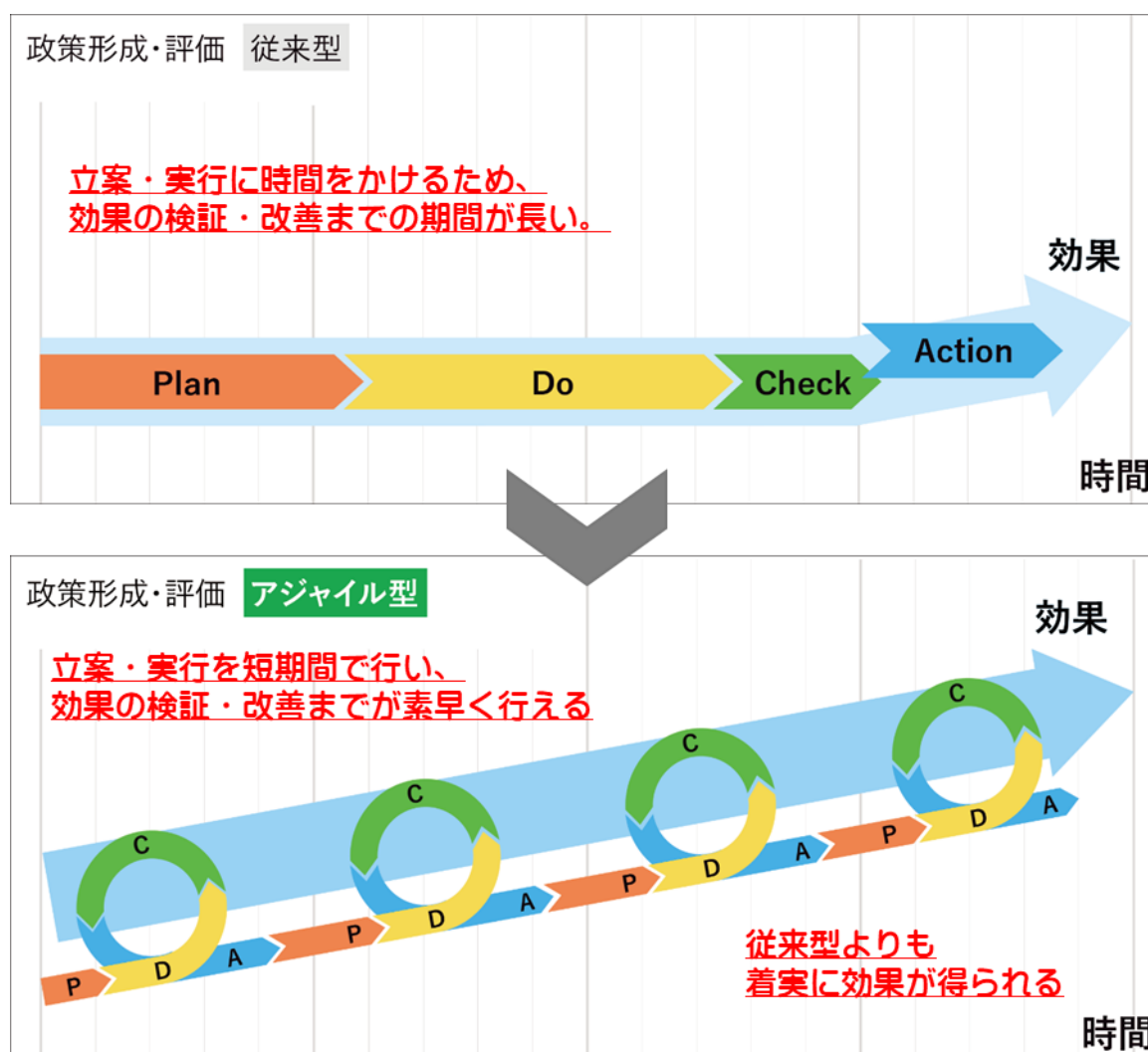
(2) 推進方策

政策の立案や検証・見直しを機動的に繰り返す「アジャイル」型の政策形成への転換が注目されており、そのプロセスや評価において、デジタル技術やデータの利活用が重要となっている。

デジタル技術の進展が著しい現代において、デジタル施策を推進するにあたっては、多様なデータとその分析により政策効果を追求した立案を行い、実行時には効果を測定して実態を把握し、その結果に基づいてより効果が上がる手段への入替えを果敢に行っていくことが重要であり、その政策形成を機動的で柔軟に立案・修正できるサイクルを確立する必要がある。

よって、「アジャイル」型の政策形成・評価とデジタル技術やデータの利活用とを、いわば車の両輪のように推進していくことが必要となる。

【アジャイル型政策形成・評価の取組イメージ】



2 進捗管理

基本的政策ごとにK P Iを設定し、姫路市デジタル戦略会議において進捗管理する。

| 基本的政策 | K P I | 現状値 | 目標値 (R7) |
|---------------------|---|---|---|
| 1 行政サービスのデジタル化 | <p>行政手続のオンライン化率 (全行政手続のうち、取扱い件数の少ない手続を除く)</p> <p>平均利用率 (上記手続のうち、オンライン手続を利用している割合)</p> | <p>オンライン化率：21.7% (R3)</p> <p>平均利用率：14.0% (R3)</p> | <p>オンライン化率：100%</p> <p>平均利用率：60%</p> |
| 2 暮らしのデジタル化 | <p>姫路市民アプリのダウンロード数 ※姫路市民アプリは、ひめパス・母子健康手帳アプリを示す。</p> | <p>38,283 件 (R4.12時点におけるひめじプラス及びひめパスの合計ダウンロード数)</p> | <p>100,000 件</p> |
| 3 産業のデジタル化 | <p>デジタル技術の有効活用による延べ宿泊者数の増 ※数値設定は「姫路市観光戦略プラン」のものとする。</p> | <p>958 千人 (R2 時点)</p> | <p>1,434 千人</p> |
| 4 デジタル社会を支えるシステム・技術 | <p>業務のデジタル化による業務時間削減数 (対令和4年度比)</p> | <p>— (令和4年度を基準とする)</p> | <p>1,500 時間 【令和5年度～令和7年度にデジタル化した業務の累計時間削減数】</p> |
| 5 地域資源を豊かにするデジタル活用 | <p>市が実施する又は公共施設において実施されるスマホ講座・パソコン講座等の延べ実施回数</p> | <p>1,599 回 【令和4年度実施回数】 (R4.10.1時点)</p> | <p>10,000 回 【令和5年度～令和7年度における延べ実施回数】</p> |

3 計画の推進に係る留意事項

(1) 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の推進にあたっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)等の法令及び姫路市情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報システムの運用体制を確保する。

個人情報の保護に関する法令のほか、その他関連法令に基づく制度運用により、適正なデータ利活用の推進を図る。

(2) デジタル人材の育成・確保

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における「デジタルにより目指す社会の姿」を踏まえ、本市の地域特性を考慮しつつ、地域におけるデジタル人材の育成と確保に向けて民間事業者・地域団体等との連携を図る。

市内においては、職位や所属に応じて、身につけるべきデジタルの知識・能力・経験等を設定した体系的なデジタル人材育成方針を定めるとともに、その推進にあたっては、本市のデジタル化、DXの推進に向けて、高度な知見を有する専門人材を擁する民間企業等の支援を受けることで、デジタル人材の育成と確保に努める。

附属資料

用語解説

【五十音順】

| 用語 | 解説 |
|---------------|---|
| アジャイル | 直訳は「素早い」、「機敏な」という意味で、システム開発やソフトウェア開発で用いられ、実装とテストを繰り返す開発方法。 |
| ウェアラブル端末 | 手首や腕、頭など、身につけられる小型の情報機器。 (例：スマートウォッチ、VRゴーグルなど) |
| オープンデータ | 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。 (「オープンデータ基本指針」(平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)より) |
| オンデマンド | 利用者の要求に応じてサービスが提供されること。 |
| キャッシュレス | お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。 口座振替、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、QRコードなど、スマートフォンやインターネットを使って支払いを行うこと。 |
| 共助 | 地域やコミュニティのような周囲の人たちが協力し、助け合うことで、災害時要援護者の避難に協力したり、消火活動を行ったりすること。 |
| 共創 | 企業など各種団体が、様々なステークホルダーと協働して共に新たな価値を創造すること。 |
| コベネフィット（共通便益） | 一つの政策、戦略、又は行動計画の成果から生まれる、複数の分野における複数のベネフィットのこと。 (環境省「コベネフィット定量評価マニュアル 第1.0版」より) |
| コネクテッド・ワンストップ | 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。(「デジタル手続法の概要」より) |
| 在宅ワーク（在宅勤務） | 職場へ出社せず、自宅で業務を行う勤務形態。 |
| サテライトオフィス | 企業等が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィス。 |
| シビックテック | Civic（市民）とTech（技術）をかけた造語で、テクノロジーを活用して社会への市民参加を促し、市民自らが地域課題を解決しようとする取組や考え方。 |
| セキュリティポリシー | 組織における情報セキュリティ対策のことで、方針や行動指針を明文化したもの。 |
| ゼロカーボン | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林などによる吸収量を差し引いて、実質的にゼロにすること。 |
| デジタルツイン | 現実空間から収集したデータを仮想空間であたかも双子のように再現する技術。 |
| デジタルデバイド | パソコンやインターネット等のICTを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる待遇や機会、知識などの格差のことで、個人間の格差のほか、地域間や国家間の格差も含まれる。 |

| 用語 | 解説 |
|---------------|---|
| デジタルファースト | 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。（「デジタル手続法の概要」より） |
| テレワーク | ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。在宅ワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務を類型化したもの。 |
| 都市OS | サービス連携および都市間の連携を実現するために、さまざまな事業者や他の地域が提供するサービス・機能を自由に組み合わせ活用できる共通のプラットフォーム。これにより、分野や地域を越えて横断的にサービスを連携・展開させ、新しいサービス創出や地域課題解決につなげる。 |
| パーソナルデータ | 個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報を指すもの。（『平成 29 年度版情報通信白書』より） |
| 播磨圏域連携中枢都市圏 | 播磨圏域 8 市 8 町（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）が、対等な関係のもと独立的・主体的に連携し、産業界、大学、金融機関などとも協力して、播磨圏域の経済を活性化し、圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域づくりを進めるもの。 |
| ビッグデータ | ボリュームが膨大、かつ構造が複雑なデータ間の関係性などを分析することで、新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータ等がある。 |
| プッシュ型 | 対象者からの申請を待たず、サービスの提供者が対象者を抽出してサービスなどを提供すること。 |
| ブロックチェーン | 分散型台帳とも呼ばれ、特定の帳簿管理者を置かずに、参加者が同じ帳簿を共有しながら資産や権利の移転などを記録していく情報技術で、改ざんや滅失の危険性が非常に低いデータベース。 |
| マッチングプラットフォーム | 商品やサービスを提供したい「供給者」と商品やサービスを求める「需要者」をつなぐ仕組み。 |
| メタバース | コンピューターやコンピューターネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる 3 次元の仮想空間やそのサービス。 |
| モバイルワーク | 場所や時間に関係なく仕事を行える労働形態。 |
| ローコード・ノーコード | コンピューターへの指示を記述するソースコードを記述することなく、もしくは少ない記述により、アプリやシステムを開発すること。 |
| ワンスオンリー | 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。（「デジタル手続法の概要」より） |

【英数字順】

| 用語 | フリガナ | 解説 |
|-------------------|--------------------------|---|
| 3 G 4 G 5 G | スリージー フォージー ファイブジー | <p>1 G : アナログ無線による初の移動体通信の規格。(自動車電話やショルダーフォンなどで使用)</p> <p>2 G : デジタルの通信規格により、携帯電話でメールやインターネットが使用可能になったもの。</p> <p>3 G : 世界標準となった高速通信規格で、携帯電話でテレビ・動画などのコンテンツが使用できるようになったもの。</p> <p>4 G : 3 G をさらに高速化させた 3.9G にあたる通信規格 (LTE) で、スマートフォンのデータ通信に対応できるようになったもの。</p> <p>5 G : 1G から 4G までの進化は主に通信速度の向上であったが、5G は「超高速&大容量」「超低遅延」「多数同時接続」という特徴があり、IoT 時代のコミュニケーションツールとしての役割が大いに期待できるもの。</p> |
| A I | エー・アイ | <p>Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。</p> <p>(官民データ活用推進基本法第 2 条第 2 項より)</p> |
| B P R | ビー・ピー・アール | <p>Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。</p> |
| D X | ディー・エックス | <p>Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略。データやデジタル技術を活用し、業務そのものや組織、プロセスの抜本的な変革により、全体最適化の推進と市民サービスの向上、行政課題の解決を図ること。</p> |
| E B P M | イー・ビー・ピー・エム | <p>Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案。</p> |
| I C T | アイ・シー・ティ | <p>Information Communications Technology の略。情報通信技術のことで、情報処理だけでなく、通信技術を活用した技術やサービス。</p> |
| I o T | アイ・オー・ティ | <p>Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプト。</p> |

| 用語 | フリガナ | 解説 |
|----------------------|---|--|
| I T | アイ・ティー | Information Technology の略。パソコンなどの情報機器や、インターネットなどの通信技術やインフラなどを組み合わせて活用していくための技術。 |
| K P I | ケー・ピーアイ | Key Performance Indicator（重要業績評価指標）の略。目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標。 |
| M a a S | マース | Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービス。 |
| N F T | エヌ・エフ・ティ ー | Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略。ブロックチェーン技術を活用することで、複製が容易なデジタルデータに対し、唯一無二性という付加価値を付与する技術。 |
| P H R | ピー・エイチ・ア ール | Personal Health Record の略。個人の健康・医療・介護に関する情報のことで、これらをそれぞれ個人が自分自身で生涯に渡り、時系列的に管理・活用することによって、健康増進や生活改善に役立てることが可能となる。 |
| R P A | アール・ピー・エ ー | Robotic Process Automation の略。A I 等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。 |
| W i - F i | ワイファイ | 無線 LAN（無線環境における情報通信）の登録商標で、国際標準規格である IEEE 802. 11 規格を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示す名称。 |
| W e b アクセシビリティ | ウェブアクセシビ リティ | 高齢者や障害者を含めたウェブサイトの利用者が、利用環境や機能に関係なく、ウェブサイト上で提供されている情報を正しく取得し、利用できること。 |
| x R (VR、AR、MR、SR) | エク্সアール (ブイアール、エ ーアールエムア ール、エスアール) | VR:Virtual Reality の略。仮想現実のことで、現実世界とは切り離された仮想世界を体験することができる技術。 AR:Augmented Reality の略。拡張現実のことで、現実世界に、情報を付加し、現実世界を拡張する技術。 MR: Mixed Reality の略。複合現実のことで、現実世界に仮想的なデジタルコンテンツを重ね合わせ、自由に操作できる技術。 SR:Substitutional Reality の略。代替現実のことで、現実世界の映像と過去の映像を重ね合わせて、過去に起こったことが、今現在起きているように見せる技術。 |

策定関連資料

【姫路市官民データ活用推進会議】

姫路市附属機関設置条例に定める附属機関で、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に規定する市町村官民データ活用推進計画の策定又は変更に関する審議を行うもの。

| <p>姫路市附属機関設置条例 (趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (附属機関の設置及び担当事務) 第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。 2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。 (守秘義務) 第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> | <p>(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。 附 則 [略]</p> <p>別表（第2条関係） [抄]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>姫路市官民データ活用推進会議</td> <td>官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に規定する市町村官民データ活用推進計画の策定又は変更に関する審議</td> </tr> </tbody> </table> | 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 | 市長 | 姫路市官民データ活用推進会議 | 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に規定する市町村官民データ活用推進計画の策定又は変更に関する審議 |
|--|--|--|------|------|----|----------------|--|
| 執行機関 | 附属機関 | 担当事務 | | | | | |
| 市長 | 姫路市官民データ活用推進会議 | 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に規定する市町村官民データ活用推進計画の策定又は変更に関する審議 | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>姫路市官民データ活用推進会議規則 (趣旨) 第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市官民データ活用推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他推進会議に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 推進会議は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験のある者 (2) 市民 (3) 各種団体を代表する者又は各種団体から推薦された者 (任期) 第3条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長) 第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。 3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。</p> | <p>2 推進会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 推進会議の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。 (意見の聴取) 第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。 (庶務) 第7条 推進会議の庶務は、総務局において処理する。 (補則) 第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (招集の特例) 2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 附 則（令和3年3月26日規則第15号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和4年6月30日規則第44号） この規則は、令和4年7月1日から施行する。</p> |
|---|---|

【会議開催状況】

| | 概要 | |
|-----|---------|--|
| 第1回 | 開催日時・場所 | 令和4年7月8日（金曜日） 14時00分～15時34分 姫路市防災センター 3階 第1・2会議室 |
| | 議題 | 1 計画策定の進め方について 2 計画の内容・方向性等について |
| 第2回 | 開催日時・場所 | 令和4年10月5日（水曜日） 14時30分～16時28分 姫路市総合福祉会館 第1会議室 |
| | 議題 | 次期計画に関する審議について |
| 第3階 | 開催日時・場所 | 令和4年11月25日（金曜日） 12時58分～14時28分 姫路市役所北別館 中会議室 |
| | 議題 | 第2期姫路市官民データ活用推進計画（案）について |
| 第4回 | 開催日時・場所 | 令和5年2月13日（月曜日） 14時28分～15時30分 姫路市防災センター 3階 第1・2会議室 |
| | 議題 | 「第2期姫路市官民データ活用推進計画（案）」に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について |

【委員名簿】※所属等は計画策定時点

| 委員 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-----|-------------------|---|---------|
| 会長 | はた ゆたか 畑 豊 | 兵庫県立大学 理事兼副学長 産学連携・研究推進機構長 | 学識経験者 |
| 副会長 | こばやし なおき 小林 直樹 | 姫路市 個人情報保護審議会委員 姫路市 情報公開審査会委員 姫路獨協大学 人間社会学群 現代法律学類 教授 | 学識経験者 |
| 委員 | みずまち まさこ 水町 雅子 | 宮内・水町 I T 法律事務所 弁護士 | 学識経験者 |
| 委員 | よこたに あずさ 横谷 梓 | | 市民 |
| 委員 | さくはら みほ 作原 美穂 | | 市民 |
| 委員 | あべ なおゆき 阿部 尚之 | 姫路商工会議所 産業政策担当部長 | 各種団体推薦者 |
| 委員 | かがみ しんご 鏡 晋吾 | 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 自治体会員事業部長 | 各種団体推薦者 |
| 委員 | たけうち ゆき 竹内 有希 | 姫路市連合 P T A 協議会 副会長 | 各種団体推薦者 |
| 委員 | ながた ひでと 長田 秀人 | 姫路市連合自治会 副会長 | 各種団体推薦者 |
| 委員 | なかの としお 中野 稔雄 | 姫路市医師会 監事 | 各種団体推薦者 |

第2期姫路市官民データ活用推進計画 改訂履歴

| 改訂年月 | 主な改訂内容 |
|------------------|-----------------------------|
| 計画策定： 令和5年3月 | - |
| 第1回改訂： 令和7年8月 | ・「第5章 計画の推進体制」における庁内推進体制の変更 |